

3 / 25 (金) の発表



ZERO CARBON HOKKAIDO 2050年までに道内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

報道発表資料の配付日時 3月25日(金) 15時00分

発表項目 (行事)	産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧の告示について		
記者レクチャーの お知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により、産業廃棄物最終処分場に係る、産業廃棄物処理施設変更許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>法第15条第4項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間等</p> <p>(1) 縦覧の場所及び時間</p> <p>北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 午前8時45分から午後5時30分まで</p> <p>豊富町民課生活環境係 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 縦覧の期間</p> <p>令和4年(2022年)3月25日(金)から 令和4年(2022年)4月25日(月)まで (土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。)</p> <p>(3) 意見書の提出</p> <p>提出期間：令和4年(2022年)3月25日(金)から 令和4年(2022年)5月9日(月)まで</p> <p>提出先：北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 提出者：利害関係を有する者</p> <p>(4) その他</p> <p>申請書の概要及び意見書の提出の詳細については、別添資料を参照してください。</p> <p>ご来庁の際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。</p>		
参考			
報道(取材)に 当たってのお願い	広く道民の皆様に周知するため、報道につきましてよろしくお願いたします。		
他のクラブ との関係	同時配布		
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課長 瀧澤 克昌 TEL 0162-33-2919 (内線: 2950) 担当者 地域環境係 専門主任 徳永 佳之 TEL 0162-33-2921 (内線: 2974)		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書縦覧の告示を行ったのでお知らせします。

記

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和 4 年（2022 年）2 月 21 日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ 1188 番地の 51

豊富町産廃処理協同組合 代表理事 佐々木 正義

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ 4823 番 2、6722 番 20、6722 番 23

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ（管理型最終処分場）

2 申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

豊富町町民課生活環境係 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(2) 縦覧の期間

令和 4 年(2022 年) 3 月 25 日から令和 4 年(2022 年) 4 月 25 日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 意見書の提出

- この産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。
- 意見書は、北海道知事（宗谷総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 4 年(2022 年) 5 月 9 日までに到着するよう提出すること。

北海道告示第 10463 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和 4 年 2 月 21 日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ 1188 番地の 51
豊富町産廃処理協同組合 代表理事 佐々木 正義

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ 4823 番 2、6722 番 20、6722 番 23

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ（管理型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

2 法第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 8 時 45 分から 17 時 30 分まで
豊富町町民課生活環境係 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(2) 縦覧の期間

令和 4 年 3 月 25 日から令和 4 年 4 月 25 日まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 097-8558 稚内市末広 4 丁目 2-27 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 4 年 5 月 9 日までに到着するよう提出すること。